

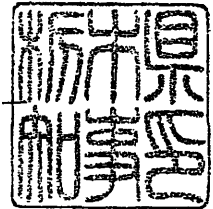
副 本

乙第 78 号証

河第105号
平成20年9月3日

国土交通省関東地方整備局長
菊 川 滋 様

栃木県知事 福 田 富



湯西川ダム及び南摩ダムについて (照会)

当県の河川行政の推進につきましては、日ごろから種々の御配慮を賜り感謝申し上げます。

さて、当県におきましては、湯西川ダム建設事業等に関し、栃木県知事を被告とした公金支出差止等請求住民訴訟事件(宇都宮地裁平成16年(行ウ)第14号)が提訴され、現在宇都宮地方裁判所で審理中です。

原告らの主張に対し、湯西川ダムについては平成19年8月9日付け国関整河計第67号、南摩ダムについては平成19年10月15日付け国関整河計第92号で貴職の御見解を回答いただきましたが、原告らは再度ダムは不要である等の主張をしています。

つきましては、事案の性質に鑑み、原告らの別紙記載の主張について貴職の御見解を確認させていただきたく、照会します。

乙
第
78
号
証
第
79
号
証

別紙

(原告の主張)

1 湯西川ダム

① (2006年策定の利根川水系河川整備基本方針では) 湯西川ダムが加わっても、利根川への鬼怒川の合流量が同じなのであるから、鬼怒川の治水計画では利根川の治水対策に対する湯西川ダムの効果をゼロと見ていることになり、国交省の説明と根本から違っている。

②国交省は河川整備方針の策定で鬼怒川石井地点は新たな計画高水流量を設定し、水海道地点については従前の5,000m³/sを踏襲するという理解しがたい方法を取ったことにより、工事实施基本計画で見込んでいた石井－水海道間の河道貯留効果1,200m³/sが河川整備基本方針では1/3の400m³/sになるという不可解な結果がもたらされた。

③国交省は、流量確率法により、石井地点の基本高水流量8,800m³/sの検証を行い、過去の実績流量から妥当としているが、実績流量として信頼性の低いデータを使っているので、検証にはまったくなっていない。

④国交省は「一度決めた基本高水流量は一切下げない。」という硬直した姿勢を示し、湯西川ダムの必要性を無理やり作ろうとしている。

⑤鬼怒川の下流部は河川改修が非常に遅れている状況にあり、湯西川ダムに巨額の河川予算が投じられる一方で、緊急を要する河川改修が後回しにされている。

2 南摩ダム

①南摩川は小川のような川であるから、そこに南摩ダムをつくっても思川や利根川の治水に寄与するはずがない。

②南摩ダムをつくることは治水対策として無意味なことであって、河川予算の浪費以外の何ものでもない。

また、南摩ダムの計画流入量 $130 \text{ m}^3/\text{s}$ について、国交省が妥当であると主張している1991年の推定流量も含めて流量確率法に基づく計算を行えば、最も妥当な $1/100$ 流量は、 $100 \text{ m}^3/\text{s}$ にとどまるから、南摩ダムの計画流入量は過大である。

③国交省や栃木県による思川の治水計画は乙女地点で $3,700 \text{ m}^3/\text{s}$ の洪水を流せるように河道整備を行うことになっているから、原告独自による流量確率法の計算値 $3,170 \text{ m}^3/\text{s}$ にかなりの余裕を見ても、100年に1回の洪水流量を流下させることは十分に可能であり、思川においてはダムによる洪水調節は一切不要である。

④利根川水系では問題箇所を改善するための河川改修を後回しにして、利根川の治水対策として意味がない思川開発事業に巨額の河川予算が投じられている。国交省の河川行政は根本から誤っている。